

受診される皆さまへのお知らせ

2024年2月1日より、立川相互病院に受診される方で、久しぶりの受診の方や紹介状をお持ちでない場合は、*選定療養費のお支払いが必要となります。(*選定療養費とは病院と診療所の機能分担の推進を図るために国が定めた制度です。) 保険診療の診療費以外に自費でのお支払いとなります。

【 選定療養費の免除対象者 】

- ・他院からの紹介状をお持ちの方
- ・救急搬送などの救急外来受診時
- ・当院の診療科に定期通院されている方
- ・生活保護受給者の方
- ・自費診療の方



【 選定療養費の対象となる方 】

初診	初診の際に紹介状なしで受診される方
再診	当院から、他の医療機関への紹介状を交付されたにもかかわらず、当院を受診する患者さま

	改定前		改定後
初診 (税込)	200円	→	7,700円
再診 (税込)	0円	→	3,300円

以前、当院にかかったことがあっても、別の症状での受診や久しぶりの受診の場合「初診」となる可能性があります。ご不明な点は、受付までお気軽に相談ください。